

令和3年度八戸港国際定期コンテナ航路運航支援事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、八戸港国際物流拠点化推進協議会が令和3年度予算の範囲内において、八戸港で新規航路の開設又はトライアル運航を行う船会社に対し、その経費の一部を補助することにより、新規航路の開設を促進し、利便性の向上による八戸港の更なる利用拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「外航航路」とは、八戸港と海外のいずれかの港湾を起点、寄港地又は終点とする航路をいう。

2 この要領において「国際フィーダー航路」とは、八戸港と東京港、横浜港又は川崎港のいずれかを起点又は終点とする航路をいう。

3 この要領において「新規航路の開設」とは、船会社による外航路又は国際フィーダー航路の定期航路の新規開設をいい、「トライアル運航」とは、船会社による期間等を限定した試験的運航のことをいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象となる新規航路の開設又はトライアル運航に係る航路数は、航路毎に次のとおりとする。

(1) 外航航路 4

(2) 国際フィーダー航路 4

2 補助金の交付の対象となる期間は、新規航路の開設又はトライアル運航の開始日から令和4年2月28日までとする。

3 補助金の額は、航路毎に次のとおりとする。

(1) 外航航路 八戸港における寄港数に500千円を乗じた額又は2,500千円のうちいずれか低い額。

(2) 国際フィーダー航路 八戸港における寄港数に100千円を乗じた額又は500千円のうちいずれか低い額。

4 補助金の交付を受けようとする船会社（以下「申請者」という。）が日本国外を本拠地とする法人の場合、当該法人の日本国内法人（日本支社・現地法人・日本総代理店等）が申請者となることができる。

(交付申請)

第4条 申請者は、交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 新規航路の開設又はトライアル運航を確認できる書類

(3) その他会長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 会長は、前条の申請書を受理したときは、申請内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者

に交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において付された条件となるものとする。

- （1）補助事業の内容の変更をする場合は、事業変更承認申請書（第4号様式）を会長に提出してその承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を会長に提出してその承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を会長に報告してその指示を受けること。

2 会長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を精査し、変更等をしたときは、変更（中止・廃止）承認通知書（第5号様式）により申請者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、第5条の規定による補助金の交付の決定の内容又は前条の規定により付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過する日までに、書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告及び補助金の請求）

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和4年3月10日のいずれか早い期日までに、以下の必要書類を添えて会長に提出するものとする。

- （1）事業完了（廃止）実績報告書兼補助金請求書（第6号様式）
- （2）事業実績書（第2号様式）
- （3）八戸港への入出港を確認できる書類
- （4）その他会長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び交付）

第9条 会長は、第8条の実績報告書兼補助金請求書を受理したときは、報告内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（第7号様式）により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 会長は、虚偽の申請又は不正行為があると認められた場合又は交付決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令等に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 会長は、第1項の取消しをした場合には、速やかにその内容を申請者に通知する。

(補助金等の返還)

第11条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を請求するものとする。

(加算金)

第12条 申請者は、第10条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を会長に納付しなければならない。

(延滞金)

第13条 申請者は、補助金の返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を会長に納付しなければならない。

(帳簿の保存)

第14条 申請者は、補助事業の状況その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。